

平成28年度

随時監査結果報告

平成28年度の随時監査として、「市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査」「公の施設の管理に関する指定管理者監査」を実施しました。その結果を1月20日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。

亀山市監査委員 渡部 満
同 尾崎 邦洋
同 匹田 哲

財政援助団体等監査

監査実施日 平成28年11月21日、22日
監査対象期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
監査対象

対象団体	所管室
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉室
亀山市土地開発公社	建設部 用地管理室
公益社団法人 亀山市シルバー人材センター	健康福祉部 長寿健康づくり室
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	企画総務部 企画政策室

監査の方針 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

- 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 (所管室 健康福祉部 地域福祉室)
時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準(厚生労働省)」に定める年間360時間を超える職員がいた。時間外勤務の削減に努められたい。
- 公益財団法人 亀山市地域社会振興会 (所管室 企画総務部 企画政策室)
文書の取扱いについて、適正に処理されていない事例が見受けられた。文書取扱規程に基づき、適正に処理されたい。

指定管理者監査

監査実施日 平成 28 年 11 月 30 日、12 月 1 日

監査対象期間 平成 28 年 4 月 1 日～9 月 30 日

監査対象

対象団体	所管室
城北地区まちづくり協議会	市民文化部 地域づくり支援室
井田川北まちづくり協議会	
川崎地区まちづくり協議会	
関小学校区学童保育所さくらくらぶ運営委員会	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	市民文化部 文化振興局 文化スポーツ室
	市民文化部 関支所 観光振興室
	建設部 都市計画室

* 亀山市地域社会振興会については、財政援助団体等監査（平成 28 年 11 月 22 日）と併せて実施。

監査の方針 管理に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施

監査の結果 おおむね適正に処理されていた。

指摘事項

【所管室】

● 健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室

基本協定第 23 条では、甲（市）の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙（指定管理者）の費用で備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、協定事項を順守されたい。

● 市民文化部 関支所 観光振興室

亀山市石水溪キャンプ場施設の管理に関する年度協定書第 4 条では「・・・甲は、当該請求書を受領してから 14 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。」と定められているが、14 日を超えている事例が見受けられた。協定事項を順守されたい。